

## 第1条(名称)

- 1、 当会の名称を「関西クィア映画祭 2014 実行委員会」とする。
- 2、 「関西クィア映画祭 2014」の英語名を「Kansai Queer Film Festival 2014」とする。
- 3、 「関西クィア映画祭」の略称として「KQFF」を使用することもできる。

## 第2条(映画祭の趣旨)

### 1、【性とライフスタイルの多様性の可視化・実感】

性とそれに関わる暮らしや生き方をテーマにした映像作品を集めて上映することで、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー(LGBT)などの性的少数者や、セックスワーク、非モノガミーな生き方なども含め、多様な性とライフスタイルが、自身の周りや地域社会の中にも既に存在するという事実を可視化し、多様性を身近なものとして実感できる場を日常生活の中につくる。

### 2、【自己肯定】

映画を通じて性とライフスタイルの多様性を実感し、必ずしも「普通」「典型的」である必要はないと知ること、性的少数者に限らず全ての人が自身のセクシュアリティを肯定し、自分らしい一歩を踏み出して生きる力を得られる映画祭にする。

### 3、【エンターテインメントと学びと感動】

エンターテインメントとしても質の高い作品を上映し、初めての人でも気軽に楽しめる参加しやすい映画祭にする。幅広い方向性の作品を上映し、自分とは異なる性のあり方を知り、学びと感動を得られるようにする。映画を通して、自身と社会の「物事の見方の限界」を広げられるようにする。

### 4、【差別と複眼的アプローチ】

性的少数者のコミュニティ内部にも様々な力関係や差別があることを踏まえ、性的少数者のコミュニティや運動の中でも不可視化されやすいテーマも、積極的に取り上げる。また、フェミニズム/女性解放運動や民族差別に反対する運動、障害者運動などの、先行する社会的な取り組みを踏まえ、複眼的なアプローチを行うよう努力する。自身が少数派である側面だけではなく、多数派である側面についても取り組む。

### 5、【ミックスな場・ひとりひとりが異なる・共感とつながり】

ひとりひとりが異なるという認識からスタートし、特定のアイデンティティで集まるのではな

く、性別や性的指向を問わず誰でも参加できるミックスな場を創る。性的少数者を含む全ての人が、他者と出会い自身を問い返してコミュニケーションする中で、ひとりひとりが成長し、性別や性的指向を越えた共感とつながりをつくる。

### 6、【民主的な組織運営】

誰でも参加できる、開かれた平等な運営を行う。トップダウン型の組織のあり方や、場のノリによる少数意見の抑圧、仲間はずれ、内外の様々な暴力に反対する。組織的な活動経験をつむことで、自分とは意見が違う人とも話し合いと交渉で合意を形成するスキルを身につけ、「権利と責任」について学び、「与えられたルール」ではない自分たちのやり方をつくる。

## 第3条(実行委員会の目的)

- 1、 当会は、「クィア」をキーワードに、性とそれに関わる暮らしや生き方をテーマにした映像作品を集めて上映するお祭り「関西クィア映画祭2014」を開催する。
- 2、 第2条の趣旨を反映した映画祭を実施する。
- 3、 これまでの当会の活動実績を継承し、今年だけではなく将来に向かって継続的に、関西クィア映画祭を開催できる体制を確立することを目的とする。

## 第4条(事業)

当会は以下の事業を行う。

- 1、 第3条における「関西クィア映画祭 2014」の実施
- 2、 第2条における「関西クィア映画祭 2014」の趣旨を広め、広報するための活動
- 3、 その他、実行委員会が必要と認める活動

## 第5条(実行委員、実行委員会/ミーティング)

- 1、 会としての合意を形成し、会の意志を決定する機関として、対人での実行委員会(以下、「ミーティング」という。)を開催する。
- 2、 第2条の趣旨に賛同し、実際にミーティングに継続的に出席して第3条の目的を達成する意思のあることを表明する者は、実際のミーティングに参加したのち、誰でも実行委員になることができる。
- 3、 前項によって実行委員になった者は、「映画祭」に関わる業務を分担し、「映画祭」の実施に責任を負う。

- 4、 実行委員は、ミーティングにおいて、実行委員を辞す意思を表明することによって、実行委員を辞すことができる。その際には、分担していた業務の引き継ぎを、責任をもって行う。
- 5、 ミーティングは原則公開とし、第2条の趣旨に賛同するものは、個人としての好き嫌いや考え方の違い、国籍・年齢・職業・性のあり方等に関わらず、ミーティングに出席して意見を述べるができる。
- 6、 実行委員による丁寧な話し合いを行い、会としての合意を形成し、会の意志を決定する。

#### 第6条(メーリングリスト/ML)

- 1、 ミーティングで議論しきれない実務的な案件をやり取りしたり、予備的な議論を行う場として、メーリングリスト(ML)を開設する。
- 2、 別途、「実行委員会 ML 運営規約」を作成し、ミーティングで承認する。
- 3、 実行委員は ML に参加し、「実行委員会 ML 運営規約」に従って活動を行う。
- 4、 実行委員以外の者(翻訳スタッフ、当日スタッフ等を含む)は、ML に参加することが出来ない。

#### 第7条(会計及び監査役)

- 1、 ミーティングにおいて会計を選出する。
- 2、 会計は、映画祭実施までに中間会計報告を行う。また、映画祭終了後2週間以内にも、中間会計報告を行う。
- 3、 会計は、全ての収支決済が終わったのち、速やかに最終会計報告をする。
- 4、 ミーティングにおいて監査役を選出する。監査役は、会計の正当性を担保する。
- 5、 会計と監査役とは兼任できない。
- 6、 別途、「会計規約」を作成し、ミーティングで承認する。

#### 第8条(会計期間)

- 1、 2013年11月30日より、「関西クィア映画祭 2014 実行委員会」の解散時まで、とする。

#### 第9条(業務分担と共有)

- 1、 「映画祭」に関わる業務内容と分担については、ミーティングで決定する。
- 2、 実行委員は、「映画祭」に関わる業務を分担し、責任をもって遂行する。業務によっては、

複数担当制で行う。

- 3、 業務の進行状況や、外部の団体・個人とのやり取りについては、随時ミーティングや ML で報告し、他の実行委員と共有する。
- 4、 実行委員は、「映画祭」の次年度への継続性を視野に入れ、担当している業務内容を、他者にも分かるように記録する。

#### 第10条(スタッフ)

- 1、 映画祭の実施に必要な業務を限定的に担うスタッフ(翻訳スタッフ・字幕スタッフ・当日スタッフ等)を募集する。募集した各スタッフとの連絡・調整は、担当の実行委員が行う。
- 2、 各スタッフの業務範囲と責任は限定的なものであり、映画祭全体に責任を負う実行委員が、会としての合意を形成し、会の意志を決定する。
- 3、 第5条5項の定めるところにより、各スタッフはミーティングに参加して意見を述べるができる。また、第5条2項の定めるところにより、各スタッフは実行委員になることができる。

#### 第11条(解散)

- 1、 当会はミーティングの決定によって、解散する。
- 2、 解散の際には会計の精算を行い、残額は当会と同様の主旨の非営利団体に寄付することとする。

#### 第12条(変更)

ミーティングにおける決定によって、直ちにこの規約を変更することができる。

2014年3月2日 実行委員会で承認  
2014年4月20日 実行委員会で改定